

## 第 4 回条例調査検討部会における委員の意見等

## 【議題】

(1) 大阪府福祉のまちづくり条例の改正等の進め方について（資料 1）

## ○概要

喫緊の課題については第 1 次改正（平成 26 年 9 月議会（後半）に改正案を提出）、  
引続き条例改正に向け議論が必要な課題については検討を継続し、第 2 次改正とする。

## ○意見

特になし

(2) これまでの審議会及び部会におけるご意見及びその他の課題とその対応のまとめ（資料 2）

## ○概要

昨年度の審議会等での議論による意見と現時点の考え方とその対応案  
条例改正を検討するものとその時期（第 1 次・第 2 次）、関連施策とその取り組み期間

## ○意見

- ・「望ましい水準＝誘導基準」の活用と内容の拡充
- ・整備が不十分な施設における人的対応等（おもてなしの心でサポート）
- ・床のすべりに対する材料的な配慮、自転車の無灯火問題やベルの聴覚障がい者へのアピール
- ・店舗等における内装工事への配慮
- ・近隣諸国比較からみる大阪（ひいては日本全体）のバリアフリーの水準の把握
- ・標識表示の多言語社会化対応
- ・障がい者が使える便所と一般便所の中間的な便所の数の不足、車いす利用者用駐車場も同様
- ・鉄道駅舎内の構内踏切へのエスコートゾーン整備の検討
- ・まちづくりとバリアフリーと連携、総合的なまちづくり（例：建物と公園の一体的整備）
- ・子育て支援の視点を条例改正の方針に入れるべき
- ・災害時対応を検討する場面における当事者の参画、意見を述べる機会の有無は。

## ⇒事務局

- ・望ましい基準の取扱いや啓発が必要な内容について今後も検討を継続
- ・車いす利用者用駐車場の適正利用に関し、本年 2 月より利用証発行制度を開始
- ・子育て支援設備は、平成 21 年改正時に条例において義務化。現在の検討は規定の適正化
- ・地域防災計画等の作成のプロセスを危機管理部局に確認

(3) 大阪府福祉のまちづくり条例の改正に関する方針について（資料3-1～3-3）

○概要

課題を「早急に対応すべきもの」と「さらに議論等が必要なもの」に分類し、対応は「第1次改正予定」、「第2次改正予定」、「第2次改正を視野に国の動向を注視」

特に「第1次改正予定」の項目は下記の4点。

- (ア) 共同住宅の基準適合義務対象規模の見直し
- (イ) 自動車修理工場の基準適合義務対象規模の見直し
- (ウ) 公衆便所の乳幼児向け設備の適用規模の見直し
- (エ) 共同住宅等における介護ベッド等の設置規模の見直し

(4) 障害者差別解消法にかかる取り組み状況について（資料4）

○概要

平成25年6月公布、今年度国から法基本方針、引き続き各省庁のガイドラインが策定予定。平成28年4月施行。

府（福祉部）では何が差別に当たるのかを具体的に示す「ガイドライン」を作成するため、障害者施策推進協議会に部会を設置して検討作業中。

建築物のバリアフリー化については環境の配慮として合理的配慮とは区別されるものではあるものの、環境の配慮にかかる取組も計画的に行われるべきもの（法第5条）

○意見

- ・視覚障がい者には「明るさの」配慮、公衆便所の点字ブロックの敷設も必要
- ・「障がい者差別解消法」と「大規模建設プロジェクト等への当事者参画」への関連計画段階での当事者の意見の反映の仕組みの条例への反映を検討必要
- ・基準による整備にとどまらず、当事者意見を反映した整備がよいケースもある。  
アドバイザー派遣制度を有する自治体有
- ・共同住宅の戸数の引き下げ（案1・案2）：これまでの規定は維持する案2がよい
- ・エの項目において、オストメイト設備の代替を浴室とする提案は、排水系統の課題を検討要

⇒事務局

- ・明るさについて、色による識別（明度・彩度）の規定あり。参考資料（色と組み合わせや対比を示すもの）も活用して審査にあたる。
- ・便所では、触知図案内板（便所内レイアウト）とその足元に点状ブロックの設置の基準あり
- ・基準だけでなく、配慮事項の必要性は認識。ガイドライン的資料について今後議論いただく予定
- ・当事者参画の既存の仕組み：バリアフリー基本構想作成の際の地域の協議会  
今後の検討（個別プロジェクトへの当事者参画）：事例等を研究し、今後議論できるよう検討
- ・共同住宅の対象規模は、案2を基本として進めたい。
- ・オストメイト設備の代替の件は、詳細を改めて検討